

3 手帳の交付

手帳を持っていることによって受けられる福祉がいろいろあります。

身体障害者手帳の交付

【窓口】障害福祉課 障害福祉係 ☎443-2056 F 443-2143

各行政サービスセンター 地域福祉係

○対象者

視覚、聴覚、平衡機能、音声、言語またはそしゃく機能、肢体、心臓機能、腎臓機能、呼吸器機能、ぼうこう、直腸機能、小腸機能、免疫機能、肝臓機能に永続的な障害があり、身体障害者障害程度等級表（83・84 ページ）に該当すると認められる方

○交付申請の手続

次の書類等をそえて申請してください。本人が15歳未満の場合は、保護者が申請してください。

- (1) 診断書（診断書の様式、診断書作成医師が定められています）。
- (2) 顔写真（タテ4cm×ヨコ3cm）1枚
- (3) マイナンバーカード

○手帳記載内容の変更手続

手帳をお持ちの方で、次のような場合は、必ず変更手続を行ってください。

- (1) 氏名、住所の変更（手帳、マイナンバーカードを持参）
- (2) 手帳の紛失、破損（顔写真、マイナンバーカードを持参）
- (3) 障害の程度、障害名の変更（手帳、診断書、顔写真、マイナンバーカードを持参）

○手帳の返還

- (1) 障害に該当しなくなったり、本人が亡くなられた場合は、手帳をお返しく下さい（返還届あり）。
- (2) 富山市外へ転出される場合は、返す必要はありません。転出先の市町村の障害福祉担当課へ手帳、マイナンバーカード等を持参のうえ、転入した旨を届けてください。

療育手帳の交付

【窓口】障害福祉課 障害福祉係 ☎443-2056 F 443-2143

各行政サービスセンター 地域福祉係

○対象者

富山県障害者相談センター（18歳以上）、富山児童相談所（18歳未満）において、心身の発達、日常の生活・行動、知的能力、社会性などをさまざまな点から診断し、知的障害と判定された方
判定の基準は、87ページのようになっています。

○交付申請の手続

申請には、顔写真（タテ4cm×ヨコ3cm）1枚、マイナンバーカードが必要です。

○手帳記載内容の変更手続

- (1) 氏名、住所の変更（手帳、マイナンバーカードを持参）
- (2) 手帳の紛失、破損（顔写真、マイナンバーカードを持参）
- (3) 再判定の申請（手帳、顔写真、マイナンバーカードを持参）

○手帳の返還

- (1) 県外へ転出されたり、本人が亡くなられた場合は、手帳をお返しく下さい（返還届あり）。
- (2) 県内の他市町村へ転出される場合は、そのまま使用でき、返す必要はありません。転出先の市町村の障害福祉担当課へ手帳、マイナンバーカード等を持参のうえ、転入した旨を届けてください。

○対象者

精神障害のために長期（初診から半年以上）にわたり日常生活や社会生活に制約がある方
判定の基準は、85・86 ページのようになっています。

○交付申請の手続

(1) 医師の診断書による申請（初診日から6か月以上経過した日以後のものに限る）

①精神障害者保健福祉手帳申請書（主治医による診断書欄の記入が必要）

②上半身脱帽の写真（タテ4cm×ヨコ3cm）1枚

注意事項：・申請者が判別できるもの（複数人で写っている写真、サングラス・マスク等をつけた写真は不可。宗教上または医療上の理由により、顔の輪郭がわかる範囲で頭部を布等で覆うことは可）

・劣化の恐れのある写真は不可

・手帳申請時から1年以内に撮影されたもの

・裏面に氏名、生年月日を記載してください

③所持している精神障害者保健福祉手帳の写し（更新・再開の場合）

④マイナンバーがわかるもの（通知カード又は個人番号カード又は個人番号記載の住民票）

(2) 年金証書による申請（精神障害による障害年金を受給している方）

①精神障害者保健福祉手帳申請書（主治医による診断書欄の記入は不要）

②障害年金の年金証書の写し（精神障害による年金に限る）又は年金の振込通知書、年金支払通知書の写し（年1回6月発行の一番新しいもの）

③年金支給機関への照会同意書

④上半身脱帽の写真（タテ4cm×ヨコ3cm）1枚

⑤所持している精神障害者保健福祉手帳の写し（更新・再開の場合）

⑥マイナンバーがわかるもの（通知カード又は個人番号カード）

*写真の注意事項は、診断書による申請の場合と同じです。

*申請書や照会同意書は、申請窓口にあります。

※ 特別障害給付金の受給者も、受給資格者証による申請ができます。

○手帳の有効期限は2年間です。更新の案内はありません。更新を希望する方は、有効期限が切れる日の3か月前から、更新申請することができます。

○手帳記載内容の変更手続

氏名・住所の変更（手帳・顔写真（タテ4cm×ヨコ3cm）1枚を持参）

○再交付申請の手続

(1) 汚損又は破損

(2) 紛失

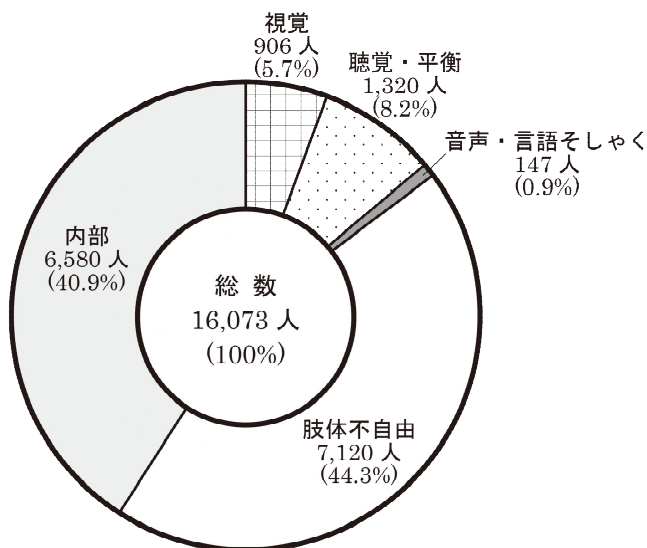
○手帳の返還

障害の状態が変わり、非該当となったときや本人が亡くなられた場合は、手帳をお返しください（返還届あり）。

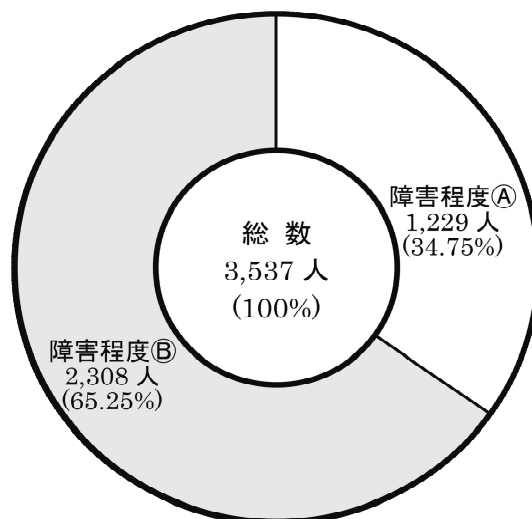
○富山市内の身体障害者手帳所有者数（令和 8 年 3 月 31 日現在）

	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	合 計
視 覚	295	314	63	65	124	45	906
聴 覚 ・ 平 衡	80	267	138	251	7	577	1,320
音声・言語・そしゃく	5	4	56	82	0	0	147
肢 体 不 自 由	1,441	1527	1,303	1,997	512	340	7,120
内 部	2,535	172	2,347	1,526	0	0	6,580
合 計	4,356	2,284	3,907	3,921	643	962	16,073

○富山市内の身体障害者手帳所有者数
（令和 8 年 3 月 31 日現在）



○富山市内の療育手帳所有者数
（令和 8 年 3 月 31 日現在）



○富山市内の精神障害者保健福祉手帳所有者数
（令和 8 年 3 月 31 日現在）

